

平成23年12月6日

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会  
会長 圓 城 治 男 様

学区（地区）社協基盤整備検討委員会  
委員長 藤 田 治 夫

彦根市社会福祉協議会運営検討委員会の提言における  
福祉委員制度について（提言）

平成23年6月27日付けで意見を求められましたみだしのことについて、  
検討の結果を取りまとめましたので別紙により提言します。

## 福祉委員制度に係る提言

かつて、彦根市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)においては、福祉のまちづくりを推進する担い手として、各自治会に福祉委員や福祉部の設置などを奨めてこられた経緯がありますが、その役割や位置づけが不明確などの理由により未設置のままのところや制度としては存在するものの、必ずしも十分に機能していない等の状況があります。

昨年度、市社協が地域福祉のあり方について、彦根市社会福祉協議会運営検討委員会に意見を求められたところ、改めて地域福祉の担い手としての市社協、学区(地区)社協、自治会の三者の関係性についての見直しが進められるなかで、小地域活動をより充実するためには、自治会に福祉委員を配置するなどの具体的な提言が示されました。

この提言を受けまして、とりわけ地域福祉推進の仕組みの中で「鍵」を握ると考えられます福祉委員制度に焦点を当て、今日までの学区(地区)社協の取り組み、特に自治会や民生委員・児童委員との関係を検証しながら、この制度が定着しているところやそうでないところの問題点を明らかにするとともに研修会や他市における福祉委員制度に学び、一定の方向性を探ってまいりました。

この結果、地域福祉の推進組織については学区(地区)ごとに異なり、温度差が見受けられますものの、地域の実態に即しながら地域の中でお互いの顔が見える人間関係や信頼関係を基盤とする住民活動の組織が必要であり、これからは、それぞれの自治会で学区(地区)社協との関係や民生委員・児童委員との役割分担を明確にしながら福祉委員制度のような仕組みづくりを目指し、住民一人ひとりの福祉問題を解決していくことが、求められているのではないかと結論にいたりました。

住民の地域福祉活動は、住民同士の支えあいで成り立つものですが、大変難しい問題でもあります。

住民による、よりきめ細やかな福祉活動が安定し、継続し、うまく進むためには、そのための人材が必要であることは言うまでもありません。

今後は、先の提言を受けて、このような地域福祉を推進する仕組みを、それぞれの地域の実情や今日までの取り組み状況を勘案しながら、真に機能するための制度として、それぞれの学区(地区)社協で工夫して取り組まれるよう望みます。

平成23年11月

学区(地区)社協基盤整備検討委員会

## 地域福祉推進の背景について

近年、少子高齢化の進行や安心・安全のシステムの見直し、さらに地域社会の変化の中で、住民がお互いに助け合う関係を構築していくことが必要となってきました。

今年、3月の東日本大震災の経験から、多くの人々が改めて「分かち合い」や「協力」、「奉仕」、そして「忍耐」や「感謝」などの大切さを痛感しました。

災害時を考える時に良く使われる言葉として「自助」「共助」「公助」があります。

災害時における、公共機関による住民の救出が難しいことは阪神・淡路大震災の時にも数字として現れています。

被害に遭わないための自らの日ごろの備え「自助」や隣近所や地域の助けあい「共助」が大変重要であることを皆が理解しておく必要があります。

そのためには、地域の人たちがお互いの「顔」を知っている、繋がっていることが大きなポイントであり、「繋がり」や「絆」の強い地域ほど被害を最小限に食い止めることができるといわれています。

近時、災害時に限らず様々な領域、とりわけ福祉の分野において「共助」の部分が増えつつあります。

彦根市の少子高齢化の状況をみますと、高齢化率はすでに20%を超えており、特に稲枝をはじめ4学区社協では26%を上回り4人に1人が高齢者で構成されています。

また、市内の高齢者独居世帯も4,280世帯と年々増え続け、高齢者の8.2人に1人が認知症高齢者といわれており、災害時において自力で避難することが困難な要援護者の登録も年々増加しています。

一方、家庭や地域の身近な関係が薄れつつある中での少子化の流れは、保護者の子育てに対する不安や負担が大きくなり孤立しがちな子育ての中で虐待などの深刻な事態を招いていますし、不審者情報が多く出されるなど子どもたちへの安心装置も必要となっています。

さらに、非正規労働者の増加は、景気の影響を受けて貧困の拡大につながっており、働ける世代の生活保護受給へと繋がっています。

このような流れと同時に、「無縁社会」といわれるように、かつての共同体の形が薄れ、孤独や孤立、不安など連帯感の薄い社会、貧困も他人事ではない世相となってきています。

これらの動きや背景の中で、絆が失われつつある核家族の時代であるからこそ他者とのつながりを再構築し、地域の人々がお互いに支えあう社会を築く必要があります。

そのためには、それぞれの学区が「めざす地域福祉像」を協議し、地域に暮らす人々が一人ひとりの抱える暮らしの問題に取り組むための福祉委員制度の在りようを考えながら、地域の仕組みづくりを強化していくことが求められています。

## 市社協、市との連携について（地域福祉を推進するための環境）

今回、福祉委員制度のあり方を議論するなかで市社協はもとより市行政との連携の必要性についての意見が多く出されました。

地域福祉を推進する上で、学区(地区)社協の重要性についてはおおよその理解を得られつつも地域に存在するあらゆる生活課題に対しては住民の主体的・自発的な活動だけでは対応しきれず住民と行政の相互協力・協働、とりわけ地域福祉活動が継続できる環境づくりには行政の力が必要となり、市社協の立場も同様に求められます。

地域住民の取り組みに寄り添える支援を、市社協が協力・協働の意義や地域福祉推進の目標を明確にしながら市に求められるよう願うものです。

最後に、このたびの提言が市社協の中で十分検討されることを申し添えます。

### 〈参考資料〉

- 1 自治会とは、学区(地区)社協とは、彦根市社会福祉協議会とは  
民生委員・児童委員と社協活動

## 学区（地区）社協基盤整備検討委員会

自治会とは **地域のさまざまな課題を協働して解決する基礎集団**

一定の地域で住民によって組織される団体で、多くは世帯単位の加入である。加入義務はないが多くの場合、全世帯参加を原則とした、自主的に組織される任意の団体である。

その役割は、自治会内で発生する生活課題を住民が協力し取り組み、地域環境を良好に維持することや住民相互のコミュニケーションづくりである。

最近では、少子高齢化や環境問題をはじめ子育てやふれあい活動の場として活動への期待が高まってきている。

### 【活動例】

交通安全・防犯、防災、環境美化、文化・体育・レク、情報提供活動など

学区（地区）社協とは **学区民のくらしの課題共有、自治会の福祉活動の支援**

地域住民のより身近な生活圏域で福祉活動を展開する組織として、昭和36年4月から小学校区を単位として組織され、区域内の自治会を基礎として作られた福祉部門の活動体で、自治会、民生・児童委員をはじめ様々な地縁団体で構成されている。

彦根市社会福祉協議会とは双方向の関係にあり、小地域福祉活動の要として互いに連携し、区域内の住民参加により身近な福祉課題の解決にむけての活動

に取り組んでいる。

### 【活動例】

ふれあいサロン、ふれあい給食、高齢者料理教室、福祉入門講座など

彦根市社会福祉協議会とは **福祉のまちづくりの調整・支援**

昭和26年9月に設立、市内の地域福祉の推進を図ることを目的とし、地域住民、社会福祉関係者などの参加・協力を得て組織され、民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面をあわせもった、社会福

社法に位置づけられる民間の非営利団体  
住民の福祉活動の場づくりや関係機関・団体との連携、福祉サ  
ービスの企画や事業展開などを行っている。

民生委員・児童委員とは **地域福祉活動の第一線の担い手**

民生委員法により「地域住民の立場に立って相談に応じ、援助を行  
う」こととされており、戦前、戦後を通じて地域や生活問題対策の主要  
な担い手として機能し、社会福祉行政の協力機関と地域福祉活動の  
第一線の担い手としての二つの側面があります。

地域社会での生活や福祉をめぐる様々な課題が発生する中で、そ  
の取り組み担い手は、ボランティアや自治会、NPOなどと広がりつつ  
ありますが、その活動の第一線に立つ、地域に密着した奉仕者で  
す。

民生委員・児童委員と他団体とのかかわり **互いの協力関係が必要**

民生委員活動と自治会や学区（地区）社協の活動は、制度的にも  
役割の上でも全く別個のものですが、いずれもが住民の活動を  
抛りどころとし、住民の暮らしと福祉の向上のためにお互い  
が協力し合う関係です。

地域福祉活動を進めるうえで、車の両輪関係で対等の関係で福  
祉活動の核となる存在です。